

**「東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめ」
パブリックコメント募集に寄せられた御意見について**

○第1部第1章「計画策定に当たって」

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
1	9	<p>◆高齢障害者の地域移行への対応</p> <p>都内の精神科病院の所在に偏りがあることから、区市町村間に地域移行をする方の数に偏りが生じることが予測される。各区市町村の負担の偏りの是正に向けた、住所地特例に準ずる対応として、「障害者に対する援助の実施者」を明確する等の調整を、都に要望する。</p>	<p>国が示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)」において、市町村介護保険事業計画について、市町村障害福祉計画との調和が保たれたものとするともに、都道府県障害福祉計画における高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成に向けた取組に留意することとされています。</p> <p>なお、都では「精神障害者地域移行体制整備支援事業」等を実施し、本人の意思を尊重し、入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進していきます。</p>

○第2部第1章「介護サービスの基盤整備と円滑・適正な制度運営」

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
2	73-	<p>◆介護保険外サービスへの都の指導</p> <p>都内では民家を改修した介護保険外の宿泊サービス施設等があるが、ハード面の制約等によるプライバシーの確保や夜間ケア体制の不十分さなどが指摘されている。介護保険外のサービスであっても適正な運営がなされるよう指導を実施していただきたい。</p>	<p>介護保険外の自主事業として宿泊サービスを提供する指定通所介護事業所等については、利用者の尊厳の保持と安全を確保し、適正なサービスが提供されるよう、引き続き区市町村等と連携し、届出や運営について必要な指導や支援を行ってまいります。</p> <p>なお、国は指定通所介護事業所等の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供することについて、平成27年4月から届出制を導入し、事故報告の仕組みの構築、情報公表を推進するとともに、設備要件等をガイドラインとして示すこととしています。</p>
3	75-	<p>◆都内の社会福祉法人を活用した施設の拡充と整備の推進</p> <p>最近の都内特別養護老人ホームの整備状況を見ると、地方の社会福祉法人による開設が目立つ状況がある。地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域の実情を把握し、これまでの地域活動の経験を活かせるよう都内の社会福祉法人を活用しての施設の拡充と整備を進めていただきたい。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の整備に当たって、例えば都営地の公募案件については、より多くの事業者が参入できるよう、できる限り規制は設けないこととしており、その中から公平・公正な審査により事業者を選定しています。</p>
4	75-	<p>◆東京の実態に応じた特養の整備</p> <p>都内の特別養護老人ホームは、物価や人件費の高さから地方とは異なり、厳しい運営を強いられている。介護報酬の改定を見る限り、東京の高齢者福祉施設の多くが赤字経営を強いられることは必定である。人員配置基準の見直しや東京の実態に合わせた地域係数の見直しなど、東京都が全国に先がけて新たな基準を示していただきたい。</p>	<p>都は平成26年9月に国に対し、介護報酬改定等に関する緊急提言を行い、「地域区分の見直し」及び「介護報酬の人件費割合」について提言を実施しました。</p> <p>その結果、国は、国家公務員の地域手当の設定のない地域には、総務省の地方公務員の地域手当の地域区分への準拠や、3度にわたる区市町村に対する意見照会の実施など一定の配慮がありました。</p> <p>また、介護報酬の人件費割合については、短期入所生活介護のみ見直しがありましたが、介護報酬の人件費割合と国調査結果との差が大きくある他のサービスは見直しはなされていないなど不十分です。</p> <p>今後とも、平成27年度からの介護報酬改定の影響を検証し、必要に応じて大都市東京の実態に見合った人件費率の見直し等を国に要望していきます。</p>
5	94-	<p>◆養護老人ホーム・軽費老人ホームの整備目標の数値化</p> <p>高齢者人口が急増する中、特別養護老人ホームだけでなく、養護老人ホームの整備、軽費老人ホームの整備も具体的に数値として示していただきたい。</p>	<p>養護老人ホームの待機者数は、ここ数年減少しており、現状維持が妥当と考えています。軽費老人ホームについては、一般型のほか特定施設や都市型等の種別があり、要介護者の増加等、地域の実態に応じた整備を支援していきます。</p>

**「東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめ」
パブリックコメント募集に寄せられた御意見について**

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
6	95	<p>◆軽費老人ホームの整備</p> <p>軽費老人ホームの整備について積極的に進めていただきたい。</p>	<p>軽費老人ホームについては、介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを補助対象とし、設置促進に努めていきます。また、施設基準を大幅に緩和した都市型軽費老人ホームについても、整備費を補助し整備促進していきます。</p>
7	95-	<p>◆養護老人ホームの特定施設の指定について</p> <p>養護老人ホーム入居者の介護ニーズに応じる為に、特定施設の指定を受けなければならないという必然性や合理性も弱いように思う。</p>	<p>養護老人ホームの入所者が介護保険サービスを利用できるよう、平成18年度から外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能になりました。また、平成27年度からは施設自体に介護職員等を配置する一般型の指定を受けることが可能になりますが、指定を受けることは任意で義務ではありません。</p>
8	126-	<p>◆要介護認定の適正化</p> <p>介護等級の基準も確かにあると思うが、要介護度の認定には信憑性が欠けると思う。</p>	<p>東京都では、公平・公正かつ適切な認定調査、審査判定が実施されるよう、認定調査員や認定審査会委員を対象に研修を実施し、必要な知識の習得・向上を図っています。</p> <p>また、介護認定における審査判定等の適正化を推進するため、有識者による「介護認定審査会運営適正化委員会」を設置し、区市町村の介護認定審査会の運営状況を分析・検討しており、その内容を踏まえ、区市町村に対し、適正な介護認定に向けた取組の提案等を行っていきます。</p>
9	134-	<p>◆職員の離職率が低い事業所を公表等、優良事業所への支援</p> <p>介護職員の離職率が高いと言われているが、離職率が高い事業所と低い事業所が二極化しているの現状がある。労働環境が良い、離職率が低い事業所を公表するなど、東京都独自の事業所評価システムを作るなどして優良な事業所を支援する仕組みを作っていただきたい。</p>	<p>介護サービス情報の公表、福祉サービス第三者評価により、事業者の評価結果の公表を行っています。</p> <p>都は特別養護老人ホーム等におけるサービスの向上に資する取組に対し、その努力や実績を評価した補助を実施しています。</p>

○第2部第2章「在宅療養の推進」

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
10	154-	<p>◆在宅療養における家族支援の在り方</p> <p>地域での在宅療養生活において、家族支援がどのような形で行われるのかを具体的な形で示していただきたい。</p>	<p>都では、患者・家族が安心して在宅療養生活を送れる体制を整備するため、病院から在宅療養生活への円滑な移行等を調整する在宅療養支援窓口の設置や、病状変化時に利用できる後方支援病床の確保を行う区市町村を支援しています。</p> <p>また、要介護者を支える家族への支援として、介護保険サービスのショートステイや通所介護などによる支援に加え、在宅療養を支えることができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24時間対応のサービスが有効であるため、区市町村で計画的に整備が進むように独自の補助を行っています。</p>

**「東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめ」
パブリックコメント募集に寄せられた御意見について**

○第2部第3章「認知症対策の総合的な推進」

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
11	186	<p>◆都における認知症のひと家族を地域で支える体制のイメージ図(案)について</p> <p>チームやコーディネーターの役割はわかりやすいが、家族や本人の生活を支える介護や地域のイメージが欠落しているのではないか。</p>	<p>認知症のひと家族の生活を地域で支えるためには、医療だけではなく、介護、住まい、生活支援等の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が必要であり、各区市町村において、地域の実情に応じた体制作りが求められます。</p> <p>都は、広域自治体として、広域な利用を前提とした施設の整備、地域包括ケアを担う人材育成などの基盤づくりを行っていくとともに、区市町村や事業者の創意工夫を生かせるよう支援を行っていきます。</p> <p>なお、本イメージ図は、地域での医療体制を示した図であるので、認知症対策推進会議認知症医療部会での議論を踏まえ、パブリックコメントでお示した図のタイトルから「都における認知症のひと家族の生活を支える医療体制のイメージ図」に変更しました。</p>

第2部第4章「地域を支える介護人材の確保・定着・育成」

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
12	208-	<p>◆介護職員の待遇改善</p> <p>高い割合で正社員を多く確保でき、若い人にとって魅力ある業界となるような介護保険制度であれば、今以上に介護業界に興味を持つ人材が増えるのではないか。</p>	<p>介護人材の定着・育成等を図るには、仕事を続け、経験を積み重ねることに、スキルとやりがいとが段階的に上昇し、待遇改善につながっていくようにすることが重要です。</p> <p>都では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援していきます。</p>
13	208-	<p>◆介護の仕事のイメージアップ</p> <p>介護の仕事に魅力がないのではなく、仕事の困難性、低賃金といった問題が独り歩きし、介護の仕事に対するイメージをダウンさせているのではないかと思う。介護の仕事のイメージアップを図ってほしい。</p>	<p>東京都福祉人材センターによる広報啓発活動の実施や都内在住又は在学の中学生・高校生等を対象とした次世代の介護人材確保事業、介護人材確保に向けた学校説明会などを実施し、若い世代も含めて都民の介護の仕事への興味・関心を高め、福祉職場のイメージアップを図っていきます。</p> <p>本計画には、主な施策として、「東京都福祉人材センターによる広報啓発活動の実施」や「介護人材確保に向けた学校説明会の実施」を記載しています。</p>
14	208-	<p>◆介護職員の処遇改善</p> <p>介護は他産業に比べて待遇面での魅力が感じられないと思う。優秀な人材の確保、将来に希望を持てる仕事にするために、処遇の改善が最も望まれる。加算や交付金ではなく、ベースの部分での底上げがなければ根本の解決がなされないのではないか。</p>	<p>平成27年4月の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算は、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価を実施することとされました。</p> <p>都は、介護人材の確保・定着に資する介護報酬や介護保険制度の在り方について、調査・分析に基づき、引き続き国に働きかけを行っていきます。</p>

**「東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめ」
パブリックコメント募集に寄せられた御意見について**

第2部第5章「高齢者の住まいの確保」

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
15	237	<p>◆養護老人ホームの位置づけについて</p> <p>高齢化が進むこれからの東京都において、養護老人ホームの役割、必要性は増加すると考えられる。養護老人ホームも住まいと位置づけけないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、第2部第5章「高齢者の住まいの確保」にある、＜高齢者のための住まい(住宅・施設)＞の表のその他施設に、養護老人ホームを追記しました。</p>
16	245-	<p>◆サービス付き高齢者向け住宅等での地域密着型サービス事業所との連携について</p> <p>「サービス付き高齢者向け住宅等での地域密着型サービス事業所との連携」とあるが、どのような地域密着型サービス事業所と連携していくのか具体的な記述がほしい。</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などを含む地域密着型サービス事業所を想定しています。 具体的には、平成27年度の予算及び事業執行にあたり定める補助金交付要綱において決定していくこととなります。</p>
17	245-	<p>◆都営住宅での支援について</p> <p>「都営住宅の建替えに当たり、事業に支障のない範囲で、シルバーピアの整備を促進します」という文言があるが、都営住宅は低所得の高齢者、かつ一人世帯の増加が見込まれるため、シルバーピア以外の支援体制を検討してほしい。</p>	<p>一人暮らし高齢者等が地域で安心した生活を継続できるよう、見守りや配食等の生活支援サービスの充実や地域の居場所づくりなど、地域の多様な主体を活用した支え合いの仕組みづくりを行う区市町村を高齢社会対策区市町村包括補助事業を通じて支援しています。</p>
18	252-	<p>◆サービス付き高齢者向け住宅の質</p> <p>サービス付高齢者住宅の整備が進んでいるが、一部の住宅においては高額化、囲い込み化、貧困ビジネス化が進んでいると指摘する声がある。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅については、住宅への検査等を通じて質の確保を図っていきます。また、今後、「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」の改定や、「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携に関するガイドライン」の策定により、事業者が提供するサービスの質を担保するとともに、高齢者向け住宅で提供されるサービス内容等が都民により分かりやすいものとなるよう公表していきます。</p>
19	97 252-	<p>◆都民へ的高齢者の住まいについての情報提供</p> <p>今後、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、同じような形態の施設の増加、形態の異なる様々な施設の増加が予想されます。都民に分かりやすい情報提供ができるようにしていただきたい。</p>	<p>様々な施設や住まいの情報を、「社会福祉の手引き」やホームページで案内するとともに、都民に分かりやすいよう「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」や「あんしん なっとく 高齢者向け住宅の選び方」などのパンフレットを作成し、HPでの公表や区市町村への配布などにより広く情報提供しています。</p>

「東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめ」
パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

第2部第6章「介護予防の推進と支え合う地域づくり」

No.	ページ	御意見	東京都としての見解
20	265-	<p>◆介護予防の強化が必要</p> <p>これから人材が増えない分高齢者の介護は出来る限り予防を強化したほうがよいと思う。</p>	<p>高齢者が尊厳を保持し、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、「介護予防機能強化支援員」の配置、介護予防の情報共有システムの立上げ及びアドバイザーの設置、リハビリテーション専門職の広域派遣の取組など、区市町村の介護予防機能の強化に資する支援を行います。</p>
21	265-	<p>◆認知症・病氣療養対策に「音楽療法」を導入すべき</p> <p>音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善・生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用して改善していく療法を導入すべきだと思う。 音楽療法士を国家資格とするなど職業としての確立を東京都でも進めてほしい。</p>	<p>区市町村等において、介護予防の取組等の中で音楽療法が活用されています。 なお、音楽療法士の国家資格化については、国において検討すべき事項であると考えます。</p>
22	309-	<p>◆高齢者の安全安心サポート体制構築における法律専門家の活用</p> <p>高齢者の交通事故・詐欺被害・消費者被害に加え、高齢者が成年後見制度や遺言書・相続の問題なども認識できるような講座・セミナー・相談会を随時多頻度に行政と各法律専門士業が連携して実施していく必要があると思う。</p>	<p>地域福祉推進区市町村包括補助の福祉サービス総合支援事業において、成年後見制度や福祉サービス等を周知し、都民の理解を促進するとともに、法律専門職を含めた関係機関等との連携・調整を行っている区市町村の取組を支援していきます。 計画中へは、主な施策として、「福祉サービス総合支援事業」や「成年後見あんしん生活創造事業」等の記載をしております。</p>
23	309-	<p>◆単身高齢者への後見人の確保</p> <p>身寄りのない単身世帯が多くなっていく中で、保証機能を果たす事が出来る人材(後見人等)の確保も並行して行っていただきたい。</p>	<p>「成年後見あんしん生活創造事業」等により、後見人候補者の養成等を支援しています。</p>